

携帯電話やインターネットに
関する問題について
(提 言)

西宮市青少年問題協議会
平成 2 6 (2014) 年 3 月

目 次

1	はじめに	1
	基本的な考え方	
2	インターネットに関する現状、課題・問題点と今後求められる力	
	(1) 現状	1
	(2) 課題・問題点	7
	(3) インターネット利用に際して求められる力	11
3	課題解決に向けた具体的取り組み	
	(1) 家庭での取り組み	12
	(2) 学校での取り組み	13
	(3) 地域での取り組み	14
	(4) 行政の取り組み	15
4	まとめ	17
	(資料)	
	資料1 青少年が安全に安心してインターネットを 利用できる環境の整備等に関する法律	18
	資料2 段階的利用モデル	23
	資料3 「情報教育」イメージ図	24
	用語解説	25
	出典	26

平成25年度西宮市青少年問題協議会委員一覧表(平成25年7月1日現在)
西宮市青少年問題協議会 審議の経過(平成25年度)

1 はじめに

今日、ICT（情報通信技術）社会の到来によるインターネットや情報機器の発達と普及はめざましく、多くの人々の生活になくてはならないものとなり、人々の価値観や生活スタイルに大きな影響を及ぼしている。特に、スマートフォンは、携帯電話の進化したものというよりも、通話のできる小型のパソコンとも言える大変便利なツールで、青少年の所持が急速に増大している。同時に、青少年にふさわしくないサイトの利用や個人情報・利用者情報の流出、ネット依存等、青少年を巻き込んだ様々なトラブルが起きている現実がある。

当協議会では、「携帯電話やインターネットに関する問題」をテーマとして協議を行い、青少年を守る身近な存在である保護者や青少年自身が、情報機器の発達に潜む危機に対して無警戒にならないよう、行政として取り組む方向性を示すこととした。

今回、提言を行うに当たり、当協議会で共有する基本的な考え方を以下に示しておく。

<基本的な考え方>

青少年のインターネットや携帯電話に関する問題については、日進月歩の情報機器に対する知識や技術、インターネット使用上の約束事（決まり）を学ぶことが重要である。その際、**人を思いやることができる心の育成（道徳性の発達）**、周りの人々と**コミュニケーションできる力の向上**、そして様々な角度からものごとを捉え自ら行動できる**自立した人間づくり**こそがその根底にあることを認識する必要がある。インターネットや携帯電話も新たな、そして影響力を増すコミュニケーションツールの一つであるが、それを使用するのは人を思いやる想像力と道徳性をもった人間であることを銘記すべきだ。

それはことさらに難しいことではない。その基盤は、青少年に**信頼できる人間関係を構築できる場を保障し、健全な生活習慣**を身につけさせることにある。いかに豊かな人間関係を築き、心身ともに健康を維持できる規則正しい生活習慣を身につけていくのが肝要である。こうした基盤の上に、情報に関する知識や技術、インターネットに関するルールや倫理があるのであり、その順番を取りちがえてはならない。

2 インターネットに関する現状、課題・問題点と今後求められる力

(1) 現状

ア 携帯電話（PHS・スマートフォン含）等の普及状況

携帯電話は、平成11年ごろから小型、軽量化に加え画面の液晶化やカラー化が進み、その後は画面のサイズ拡大、解像度の向上、さらに音声通話機能にインターネット（相互接続のネットワーク）が加わり、マルチメディア（情報収集と情報処理が双方向対話型の情報伝達方式と一体となった技術）へと進化してきた。近年においては、ユビキタス社会（いつでも、どこでも、だれとでもつながっていられる社会環境）が実現されようとしている。

街中の商業施設や交通機関等では、無料で無線LAN^{注1}が使える場所（ホットスポット）が増えてきており、自宅以外でも簡単にインターネットを利用できる環境になってきた。また、ゲーム機や音楽プレーヤー、保護者が使わなくなった契約切れのスマートフォン等でもインターネットが利用できるという実態にあり、セキュリティが乏しい環境でもネット利用が可能となっている。

こうしたインターネットの急速な普及により、青少年のコミュニケーションや活動の範囲が予想を

超えて拡大し、大人の気づかないところで青少年がインターネットを通じた事件やトラブルに巻き込まれるケースが増えている。

(ア) 高校生できわめて高い所有率

学校種が上がるほど「自分専用の携帯電話」の所有が多くなっており、携帯電話（PHS・スマートフォンを含む 以下「携帯電話」とする）の所有率は小学生で27.5%、中学生で51.6%、高校生になると98.1%ときわめて高くなっている。（図表1）

(イ) 中学生までに約半数が使用

高校生への調査では「小学校」から使い始めたとする者が20.8%、「中学校」からと回答した者が39.4%となっており、高校入学前に過半数の者が携帯電話を使い始めている。また、中学生への調査では「小学校」から使い始めた者が24.3%、「中学校」からが26.2%となっており、使い始める時期は早くなっているようである。（図表2）

(ウ) 増えるインターネット利用

携帯電話利用者のうち、小学生の40.8%、中学生の75.3%、高校生の95.4%がインターネットを利用している。利用内容をみると、小学生ではメールやゲームが上位を占め、中・高校生ではメールや調べものに加え、ゲーム、音楽の視聴・ダウンロード等、多様な使い方をしていることがうかがえる。（図表3）

今日、話題となっているSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{注2}といった無料のコミュニケーションサービスについては、小学生0.5%、中学生11.6%、高校生36.0%が携帯電話を通して利用しており、年齢の上昇にあわせて割合が増加している。（図表3）

(エ) 携帯電話によるインターネット利用時間

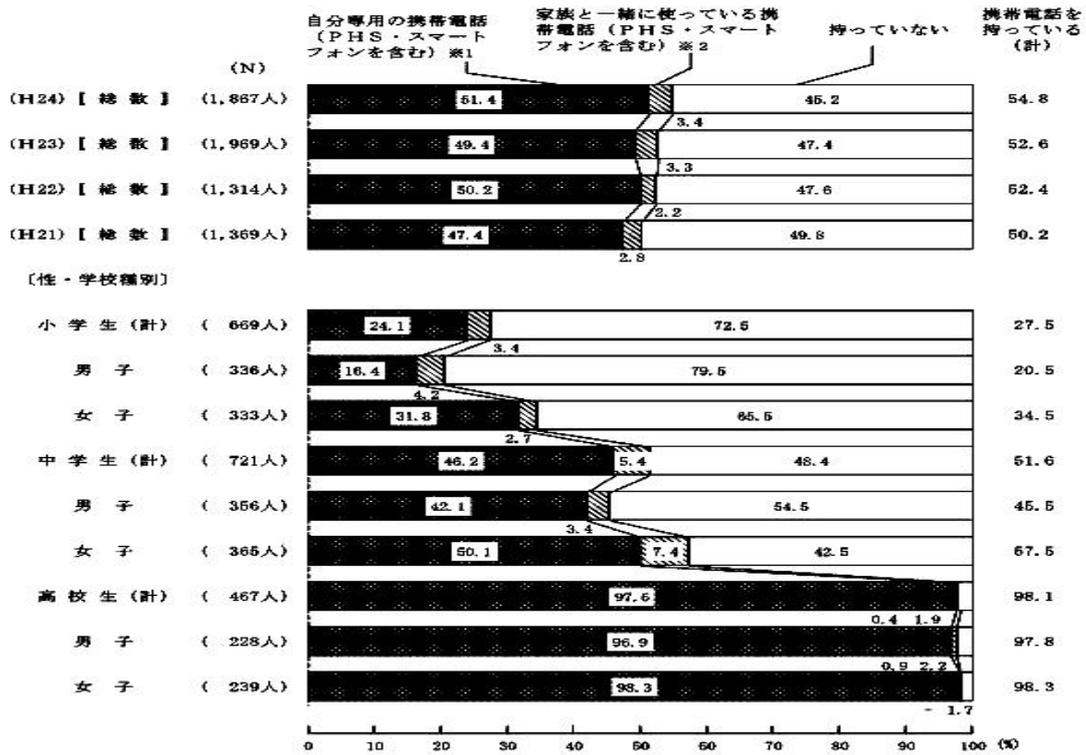
携帯電話を通じたインターネット利用が常態化しており、2時間以上インターネットを使っている青少年（小学生～高校生の全体）は35.1%、平均利用時間は97.1分となっている。

2時間以上インターネットを使っている利用者を学校種別にみると、小学生では2.7%と少ないものの、中学生で27.1%、高校生では45.5%と急速に増える。平均利用時間でみても、小学生23.3分、中学生76.4分、高校生120.9分となっており、学校種が上がるにしたがって大きく増加する。（図表4）

兵庫県の小学6年生と中学3年生を対象とした調査では、平成20年と25年の二時点のネット利用時間を比較することができる。2時間以上利用している者の割合をみると、小学6年生で7.4%（平成20年）であったものが11.4%（平成25年）に、中学3年生では16.6%であったものが29.9%となっており、いずれも5年間で増加していることが分かる。（図表5）

このように、青少年が平日1日あたりに携帯電話を通じてインターネットを利用している時間は、年々、長時間化する傾向がある。夜更かしや不規則な食事、欠食等による基本的な生活習慣の乱れ、あるいは家庭内でのコミュニケーション不足に拍車をかけていると指摘されるなど、心身の発達への悪影響が心配されている。

(図表1) 携帯電話の所有状況

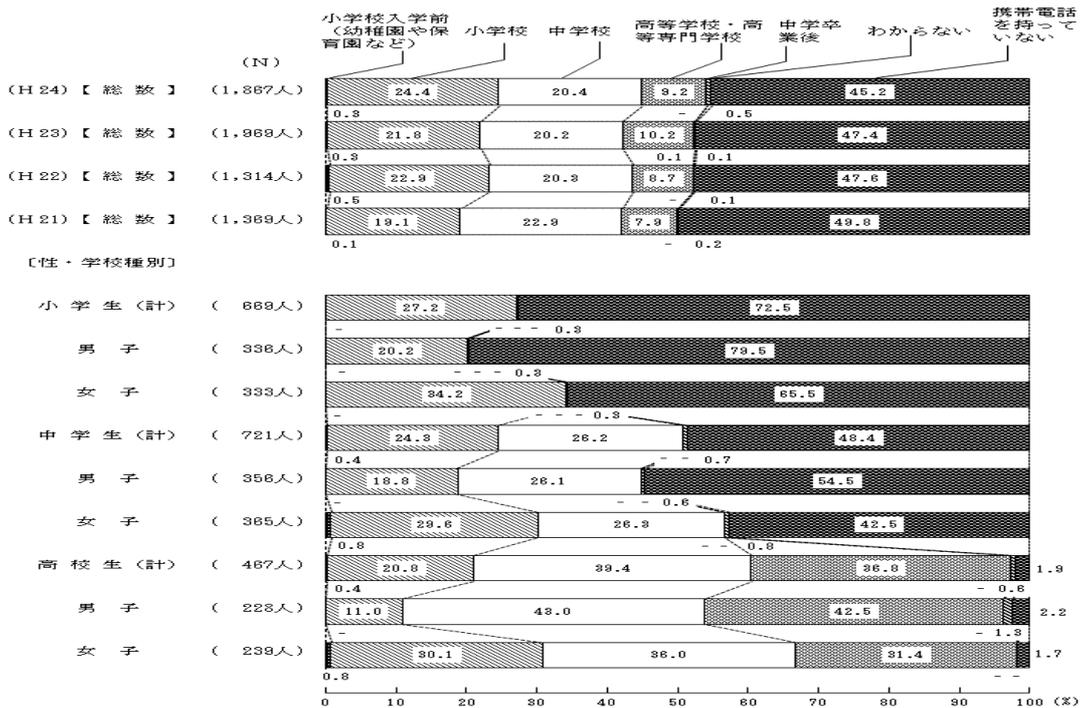


1 平成23年度以前は「自分専用の携帯電話 (PHSを含む)」

2 平成23年度以前は「家族と一緒に使っている携帯電話 (PHSを含む)」

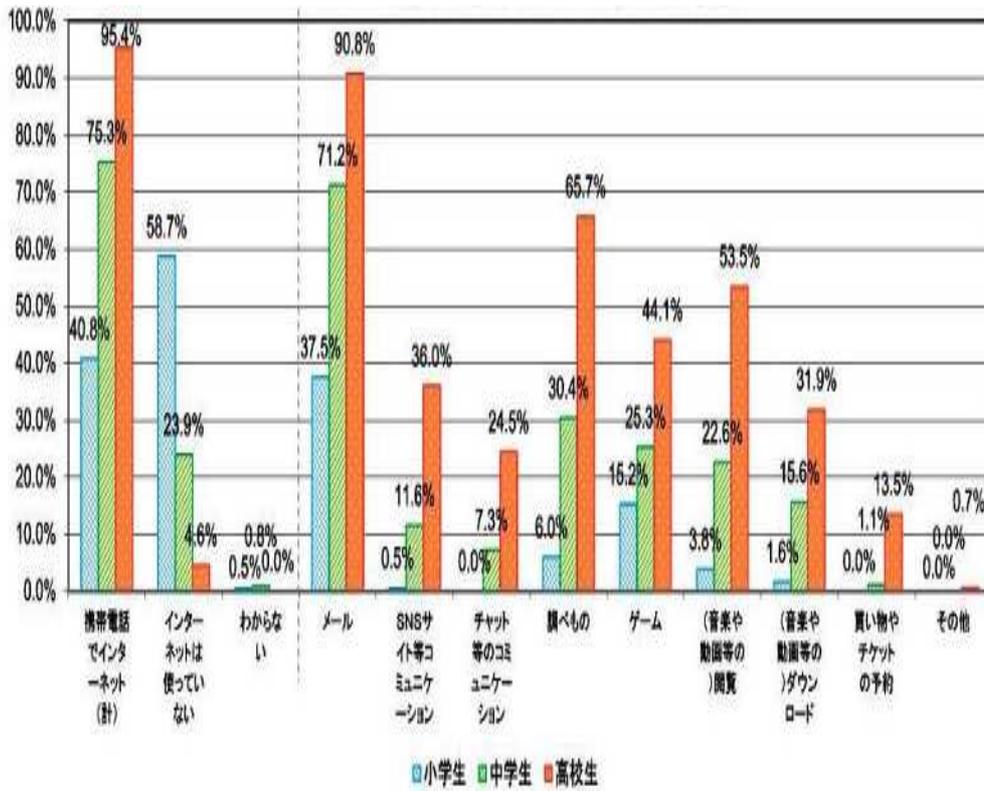
内閣府 2013 『青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 平成24年度』

(図表2) 携帯電話を使い始めた時期



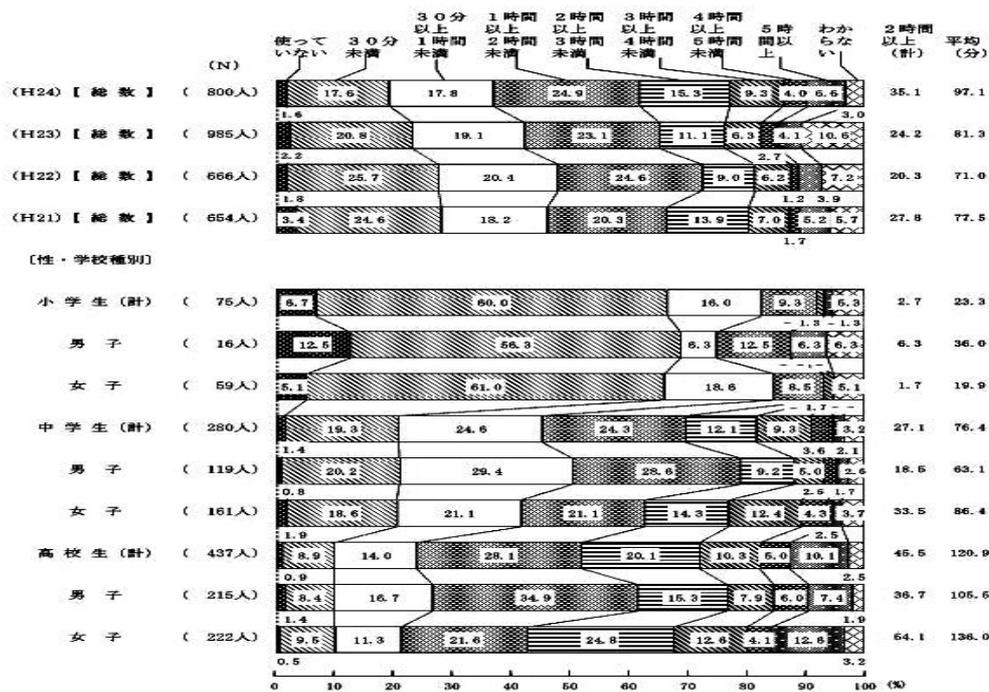
内閣府 (2013) 前掲

(図表3) 携帯電話を持っている青少年のインターネット利用状況



内閣府 (2013) 前掲

(図表4) 携帯電話によるインターネットの平均的な利用時間(平日)

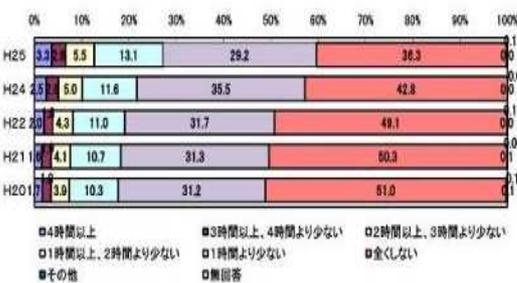
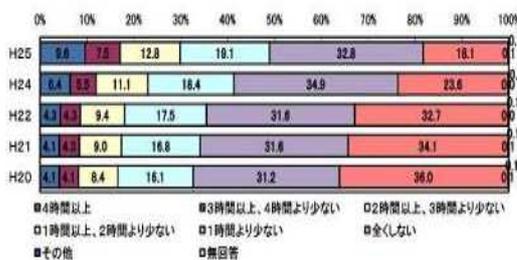


内閣府 (2013) 前掲

(図表5) 兵庫県での携帯電話によるインターネットの平均的な利用時間(平日)

中学3年生	H25	H24	H22	H21	H20
4時間以上	9.6	6.4	4.3	4.1	4.1
3時間以上、4時間より少ない	7.5	5.5	4.3	4.3	4.1
2時間以上、3時間より少ない	12.8	11.1	9.4	9.0	8.4
1時間以上、2時間より少ない	19.1	18.4	17.5	16.8	16.1
1時間より少ない	32.8	34.9	31.6	31.6	31.2
全くしない	18.1	23.6	32.7	34.1	36.0
その他	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
無回答	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

小学6年生	H25	H24	H22	H21	H20
4時間以上	3.3	2.5	2.0	1.6	1.7
3時間以上、4時間より少ない	2.6	2.6	1.8	1.9	1.8
2時間以上、3時間より少ない	5.5	5.0	4.3	4.1	3.9
1時間以上、2時間より少ない	13.1	11.6	11.0	10.7	10.3
1時間より少ない	29.2	35.5	31.7	31.3	31.2
全くしない	36.3	42.8	49.1	50.3	51.0
その他	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1
無回答	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1



国立教育政策研究所 2013『全国学力・学習状況調査 調査結果資料<都道府県別> 平成25年度』

イ 青少年の実態と保護者の認識とのギャップ

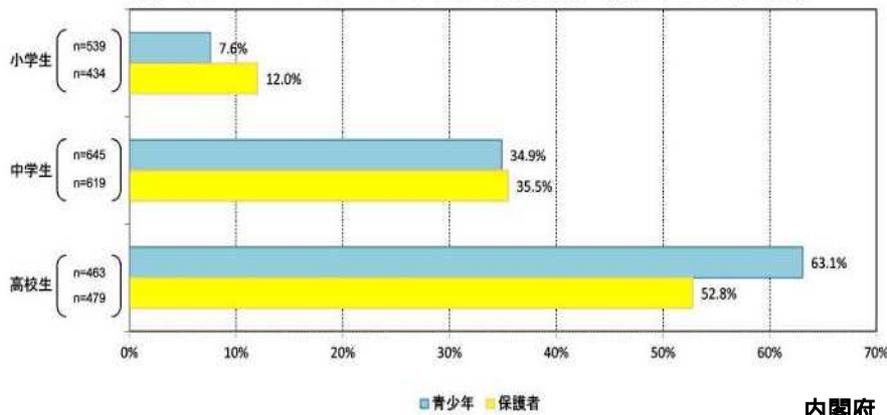
携帯電話やインターネットに対する認識の仕方、興味・関心の強さ、知識や技術量、交友関係等において、青少年の実態と保護者の意識のギャップは大きくなっている現状がある。

例えば、青少年のインターネット上のトラブルや問題行動の経験に関して、青少年の実態と保護者の認識とを比較すると、子どもが小学生の場合、保護者の危機意識は高いが、中学生、高校生と成長するにつれ、問題行動に保護者自身が気づいていない様子がうかがえる。(図表6)

トラブルや問題行動の内容ごとでは、「チェーンメールが送られてきたことがある」(青少年 44.1% 保護者 28.1%) が差が最も大きく、保護者が実態を十分に把握していないことが分かる。「インターネットにのめりこんで勉強に集中できなかつたり、睡眠不足になつたりしたことがある」(青少年 10.8% 保護者 13.9%) でも差異があり、ここでは保護者の方が厳しく捉えている。その他、「自分が知らない人やお店などからメールが来たことがある」(青少年 21.1% 保護者 18.1%)、「SNSサイトやゲームサイトで知り合った人とやりとりしたことがある」(青少年 9.4% 保護者 7.1%)、「チェーンメールを転送したことがある」(青少年 7.1% 保護者 5.9%) となっている。一方、「あてはまるものはない」と回答したのは、青少年 43.0%、保護者 46.4%であった。(図表7、図表8)

小さい頃からネットが身近にある青少年は、インターネットや情報機器に抵抗感が少なく、成長するにつれ、その仕組みや操作に詳しくなっていく。トラブルが生じて、自分自身で調べたり、友人と相談するなどして解決策を講じるようになる。これに対し、青少年のインターネット使用に関する保護者の危機意識は、子どもが成長するにつれ薄れてくる。その結果、青少年と保護者間のコミュニケーションや情報共有の機会が減り、青少年のネット利用の実態と保護者の認識の間にギャップが生じているのではないかとと思われる。

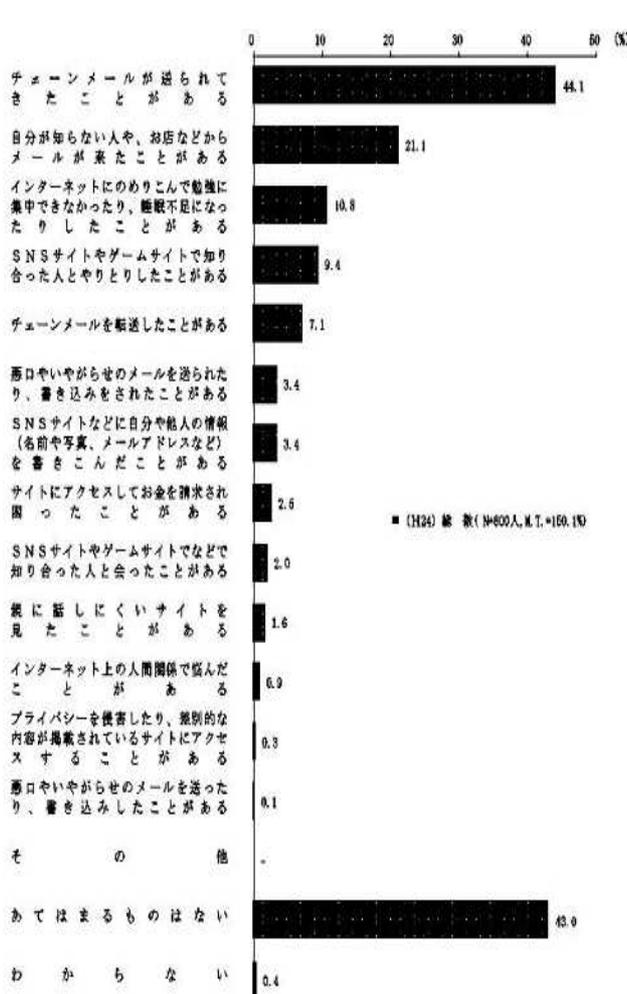
(図表6) 青少年のインターネット上のトラブルや問題行動に関連する行為の経験



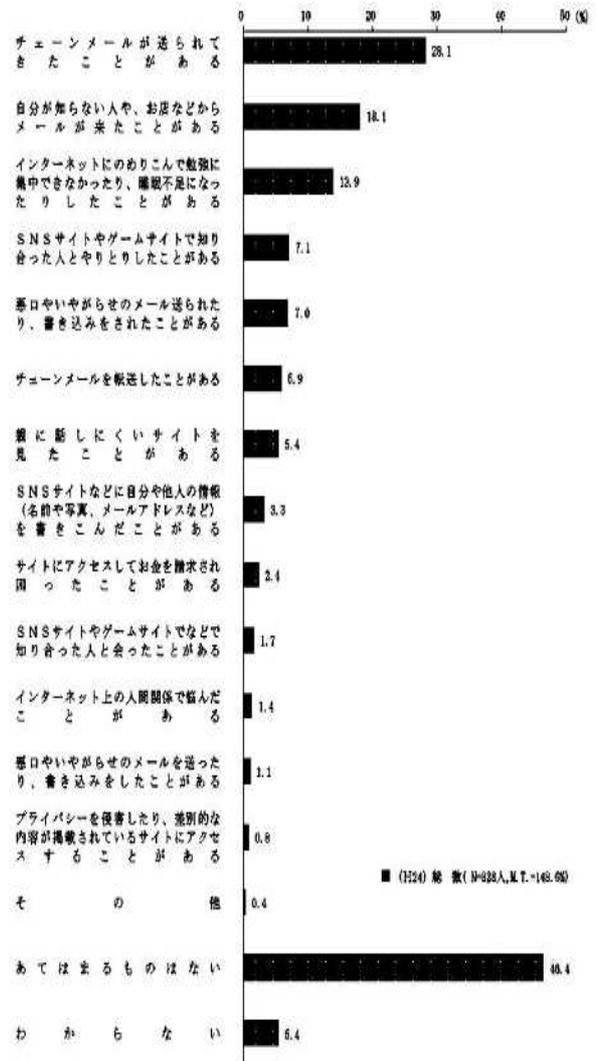
(注) 青少年が携帯電話又はパソコンでインターネットを利用していると回答した青少年及び保護者を対象

内閣府 (2013) 前掲

(図表7) 青少年の携帯電話によるインターネット上の経験 (図表8) 保護者の携帯電話によるインターネット上の経験



内閣府 (2013) 前掲



内閣府 (2013) 前掲

(2) 課題・問題点

このように、ネット社会が急速に発達し、それに伴い機器が高度化・精密化していくにつれ、日常生活の様々な場面で、今まで誰も経験したことのない新たな問題や課題が次々に立ち現われている。それらは複合的で、非常に広い範囲に及ぶが、ここでは青少年に係わるものに焦点を絞り、いくつかの観点に分けて、整理していく。

ア 人間関係のトラブルに関すること

いわゆる「学校裏サイト」等を利用した特定の子どもに対する誹謗中傷やLINE^{注3}での仲間はずし(いわゆる「ネットいじめ」)、チェーンメール、なりすましメール、着信に対して直ぐに応答(即レス)を求められる既読トラブル等、様々な問題が生じている。特にLINEは外部から見る事ができず、トラブルが顕在化しにくい側面がある。

人は、顔を合わせて話をするとき、無意識のうちに相手の表情や声の調子に配慮する。しかし、インターネット上のやり取りは、相手の顔が見えず、声も聞こえないため、こうした気遣いのメカニズムを欠き、言葉の攻撃性は高まりやすい。対面して情報を交換する場合よりも、インターネット上において文字のみで情報交換する場合の方が、言葉の選び方を含めたコミュニケーション力が必要だとの認識がされなければならない。

イ 情報発信トラブルに関すること

SNSの急速な普及によって、発信トラブルが多発している。差別を煽るような反社会的な投稿、遊園地やコンビニ等での悪ふざけの写真・動画の不適切投稿が社会的問題となった。「リベンジ・ポルノ」といわれる元交際相手のプライベートな性的な写真・動画の投稿にいたっては犯罪である。また、いわゆる出会い系サイト等の有害情報に接する中で犯罪に巻き込まれることも増えている。交流サイトをきっかけに犯罪被害に遭った18歳未満の児童が平成24年は1,076人を数え、4年連続で1,000人を超えている(警察庁 2013『平成24年中の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について』)。

特に、スマートフォンは、その多機能性・操作性のよさから、多種多様なコミュニケーションアプリ^{注4}を通じて、これまでより容易に、かつ、簡便に他者とのコミュニケーションをとることができる。そのため、その影響やリスクを深く考えることなく、個人情報発信してしまう、あるいは他者への人権侵害を生むという軽率な行動につながっている。

また、ソーシャルメディアに登録されている情報やその他の関連情報を組み合わせることで、個人が特定されてしまい、深刻な炎上^{注5}被害につながるケースも見受けられる。

インターネット上に投げ出されたありとあらゆる個人情報は、半永久的にそこから消し去れず、情報の扱い方次第で、容易に加害者にも被害者にもなりうるとの認識が必要である。その根本において、人権尊重と個人情報保護の意識が求められていることは言うまでもない。

ウ 心身の健康に関すること(ネット依存など)

前述の図表5のごとく、平日のインターネット利用時間は、小学6年生、中学3年生ともに、年々増加しており、それに伴い、いわゆるネット依存が危惧される。

厚生労働省研究班が、中学生・高校生を対象として行った実態調査の平成25年8月の中間発表によると、ネット依存の中高生が全国で51万8千人にのぼると推計された(平成25年8月2日 新聞報

道)。また、東京大学大学院と総務省との共同研究による調査では、ネット依存傾向が高い人の割合が、小学生2.3%、中学生7.6%、高校生9.2%、大学生6.1%、社会人6.2%という結果が出ている(総務省 2013a『青少年のインターネット利用と依存の傾向に関する調査 調査結果報告書』)。調査機関により数値は異なるものの、相当数の青少年がネット依存傾向にあるといえる。

ネット依存により、生活リズムの乱れ、夜更かし、睡眠不足、不規則な食生活、集中力低下等を招き、体調不良や学業不振、さらには周囲とのコミュニケーションの欠落にもつながっているとされている。

また、電磁波の影響やVDT症候群^{注6}による視力障害、^{けんしょうえん}腱鞘炎等の健康課題も視野に入れる必要がある。

エ 情報セキュリティや著作権等に関すること

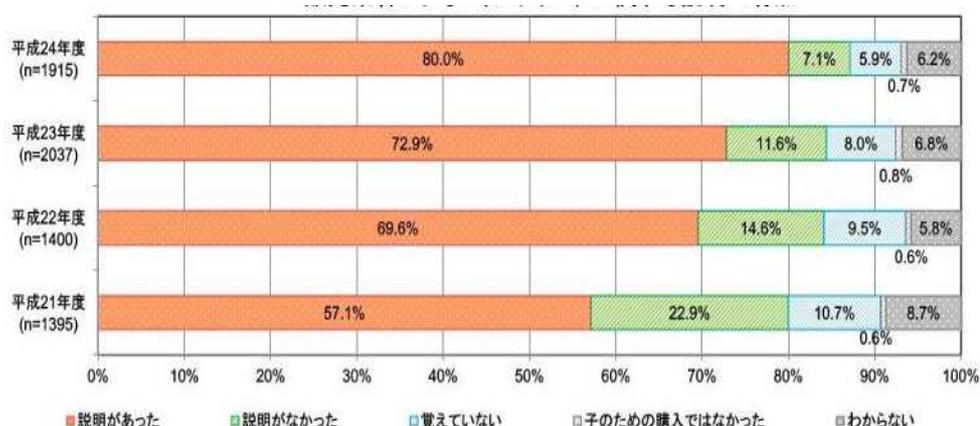
インターネットを安全に利用するための手段の一つにフィルタリングの利用がある。フィルタリングに関して、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年6月)」(以下、「青少年インターネット環境整備法」)(資料1参照)において、携帯電話端末購入時に販売業者からフィルタリングに関する説明が義務付けられたが、説明を受けた割合は平成24年度では80.0%であり、実行率は十分でない状態にある(図表9)。

フィルタリングを利用している利用者は、小学生で7割後半、中学生で約7割、高校生で5割半ばと決して高い数値ではない(図表10)。

この理由として、フィルタリングによって使用できないアプリがあることなどから、購入時からフィルタリングしていないか、フィルタリングを自ら解除していることなどが考えられる。また、フィルタリングを保護者自身がカスタマイズ^{注7}している割合は、小、中、高校生とも1割前後と少なく、購入時に業者から提供されたものをそのまま設定している者が多くいる。

その他、著作権に関する基礎知識にも問題がうかがえる。インターネット上の読書感想文を盗作したり、論文や作品等に出典なしで引用したりすることは違法であるとの認識が薄い。また、書店で本の画像を無断で撮影するいわゆる「デジタル万引き」等の問題も多発している現状がある。

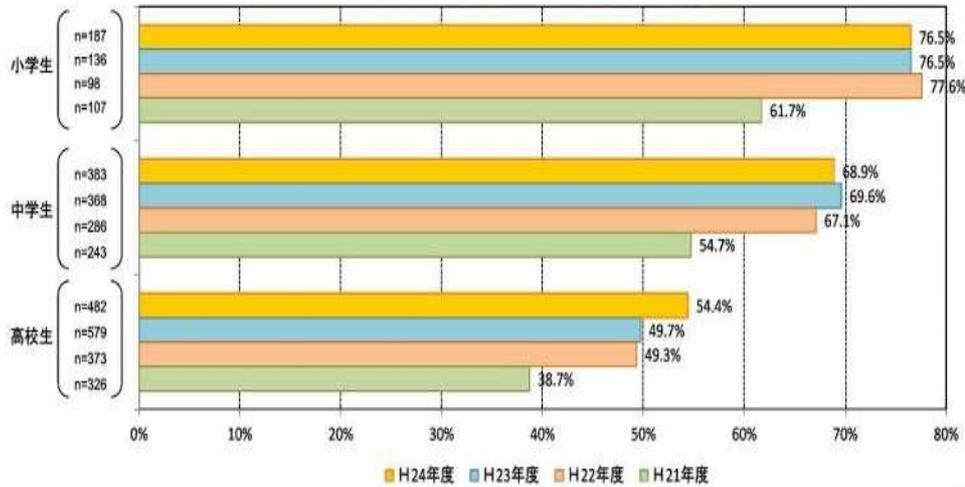
(図表9) 販売業者によるフィルタリングに関する説明の有無



(注)子どもが携帯電話を持っている」と回答した保護者をベースに集計

内閣府 (2013) 前掲

(図表 10) フィルタリング利用率



(注) 1「携帯電話」とは、携帯電話、PHS端末、スマートフォンを指す。

2「フィルタリング利用」は、フィルタリングを設定している場合のほかに、インターネットに接続できない機種・設定の場合を含む。

(保護者調査)

内閣府 (2013) 前掲

オ 経済的課題に関すること

電源が入ったスマートフォンは、アプリ等の自動アップデート等が行われるため、操作しなくても大量の通信を行うことがある。また、有料アプリの購入代金やオンラインゲームの課金は、多くの場合、携帯電話利用料金とは別に計算されるため、一つひとつは少額でも、知らず知らずのうちに利用料金が高額となってしまう可能性もある。アプリ購入の際には、青少年にきちんとコントロールをさせながら、保護者がしっかり管理する必要がある。

カ 家庭でのルールに関すること

携帯電話の使い方について、家庭内でなんらかのルールを決めている家庭は53.8%、「特にルールを決めていない」家庭は44.7%となっている。

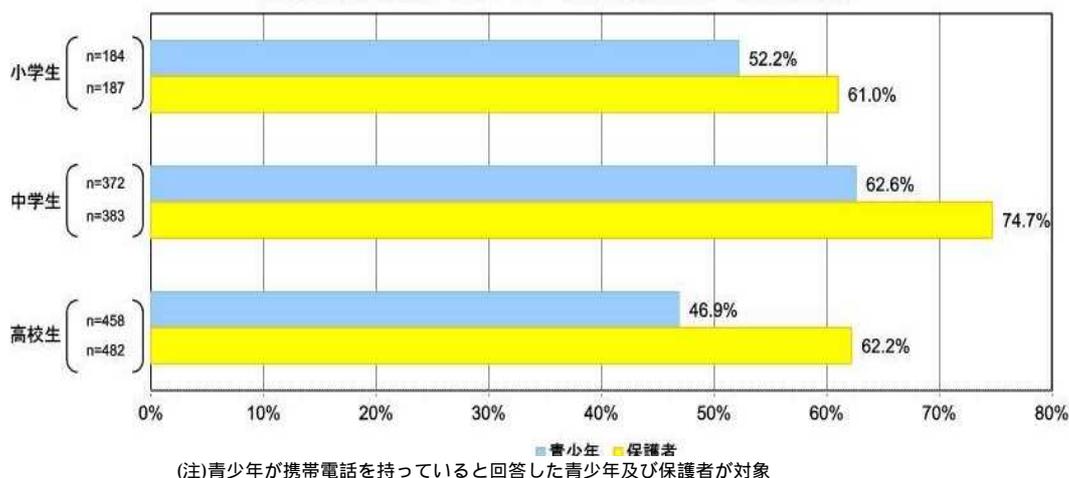
学校種別では、何らかのルールを決めているとの認識は、小学生では52.2%、中学生では62.6%であるが、高校生では46.9%にとどまっている。また、青少年と保護者の間で意識のズレが少なからずあり、保護者はルールを決めていると思っていても、青少年はそう感じていないこともある。(図表 11)

決められているルールの中では、「利用料金の上限を決めている」(22.3%)が最も多く、次いで「守るべき利用マナーを決めている」(20.9%)、「サイトについて、使用を禁止したり、利用内容を決めている」(11.9%)、「利用する時間を決めていく」(9.3%)となっている。(図表 12)

携帯電話の経済的な負担は保護者が担い、インターネットにまつわる問題がこれほど指摘されているにも関わらず、青少年に対してルールを定めているのは約半数に過ぎない。青少年のプライバシーや自由への配慮なのか、新たなツールへの対処の仕方が分からないためなのか不明であるが、保護者として青少年ときちんと向き合い、基本的なルールを共有しておく必要がある。

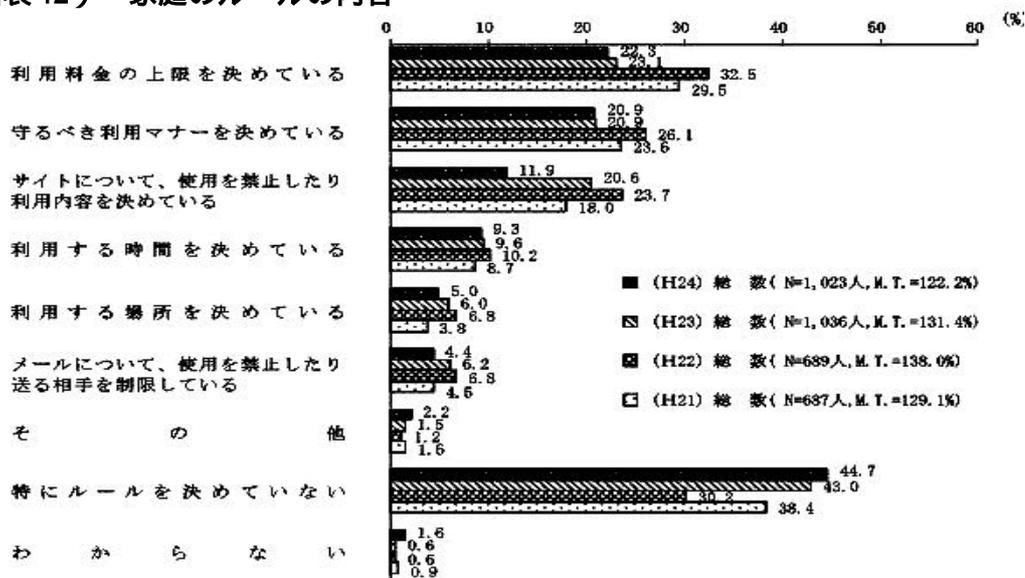
また、家庭でインターネット上のリスクについて話し合いをしている青少年は、インターネット上の危険・脅威に対処できるなどリテラシー^{注8}が高いという調査結果もある。(図表 13)

(図表 11) 携帯電話の使い方についての家庭のルールの有無



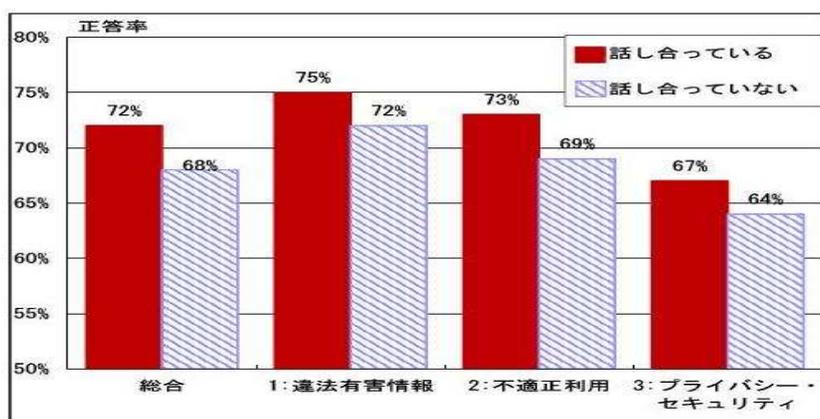
内閣府 (2013) 前掲

(図表 12) 家庭のルールの内容



内閣府 (2013) 前掲

(図表 13) 家庭でのインターネット上のリスクに関する話し合いと青少年のリテラシーの関係性



総務省 2013b 『青少年のインターネット・リテラシー指標等 平成 25 年度』

(3) インターネット利用に際して求められる力

総務省では、平成24年9月、インターネット上のリスクに対応するために、全ての青少年が習得すべき能力について調査し、これを「青少年のインターネット・リテラシー指標 - I L A S (Internet Literacy Assessment indicator for Students) - 」と名付けた。これは全国の高校1年生相当約2,500名を対象とする調査・分析から作成されたものである。

インターネットの利用者の情報リテラシーを見ると、パソコンを主として利用する者に比べ、主にスマートフォンを利用する者の方が低いという実態がある(図表14)。就学前の幼児にスマートフォンを扱わせる場面も見かけることもあり、その簡便さの反面、ネット社会の危険性を感じざるを得ない。

I L A Sで求められている能力は、知識基盤社会、高度情報通信社会を生きる力の一つであり、安全に安心してインターネットを活用できる力である。スマートフォンが急速に普及し、青少年にとってインターネットがますます身近になる中、義務教育修了時まで、全ての青少年に身につけて欲しい能力ということもできよう。これから学校や家庭で、青少年にどのようなインターネット上のコミュニケーション力をつけていくかを考えるとき、大いに参考となる。(図表15)

I L A Sでは、具体的に以下の三つの力が示されている。(総務省 2013b)

インターネット上の違法コンテンツ、有害コンテンツに適切に対処できる力

- a. 違法コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。
- b. 有害コンテンツの問題を理解し、適切に対処できる。

インターネット上で適切にコミュニケーションができる力

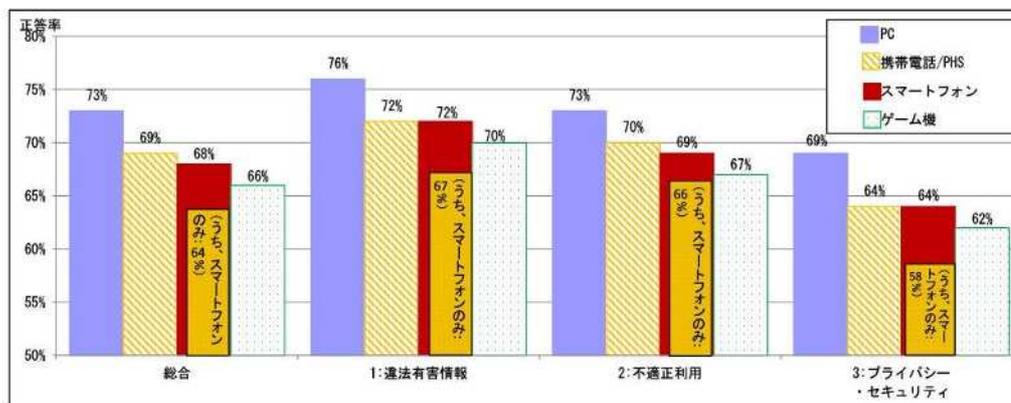
- a. 情報を読み取り、適切にコミュニケーションができる。
- b. 電子商取引の問題を理解し、適切に対処できる。
- c. 利用料金や時間の浪費に配慮して利用できる。

プライバシー保護や適切なセキュリティ対策ができる力

- a. プライバシー保護を図り利用できる。
- b. 適切なセキュリティ対策を講じて利用できる。

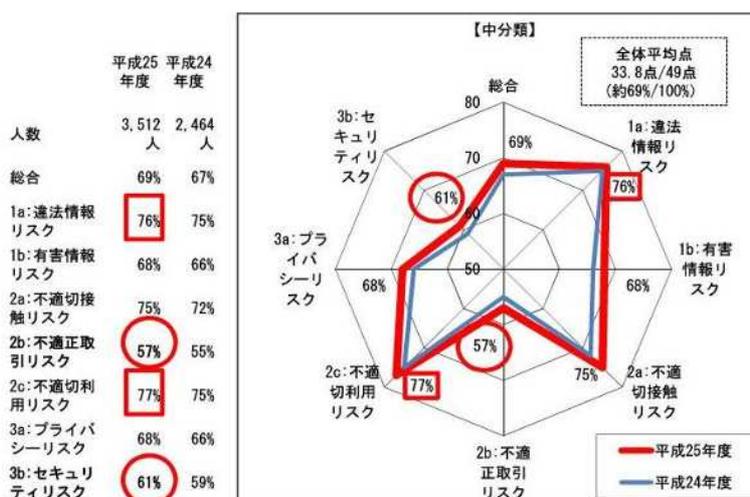
(図表 14) スマートフォンの利用と情報リテラシーの関係性

・インターネット接続において最もよく利用する機器別で比較したところ、PCをよく利用する青少年の正答率が一番高い。
 ・特にスマートフォンのみ保有している青少年の正答率は低い。



総務省 (2013b) 前掲

(図表 15) I L A S テスト結果の分析 (H 2 4 ・ H 2 5)



総務省 (2013b) 前掲

3 課題解決に向けた具体的取り組み

以上、青少年のインターネット利用に関する現状と課題・問題点を概観し、検討してきた。これを踏まえ、青少年の健全育成に向け、今後、西宮市において取り組むべき方策とその方向性を、四つの領域に分けて提言する。

(1) 家庭での取り組み

青少年の健全な成長を願わない親はいない。この高度情報化社会において、豊かに生きる力を育む第一責任者はほかならぬ保護者である。保護者の理解と見守りが自分の子を守ることに繋がるとの認識を持つ必要がある。

そのためにも、携帯電話等の情報端末を買い与えたまま放置するのではなく、保護者の管理(ペアレンタル・コントロール)責任の重要性を認識すべきである。個々の青少年のインターネット習熟度や傾向を踏まえた細やかな対応は、日常的に青少年と接する保護者が行うことが最も適していると考えられるからである。

ア 青少年と保護者間のコミュニケーションの尊重

保護者は、コミュニケーションの基本は相手の顔を見ての会話であることを再確認するとともに、万が一、携帯電話等の利用に係わるトラブルが生じたときには、すぐに保護者に相談できるような信頼関係を日頃からつくっておくことが大切である。また、家庭内でもコミュニケーションをよくし、保護者としてどのような方針で臨むかを確認しておくことが必要である。これが青少年の信頼感、安心感にもつながるからである。

イ 発達段階に応じた対応

保護者は、青少年に携帯電話を持たせる際には、必要かどうかを確認し、何のために、どのように使うかを話し合うことが大切である。発達段階に応じて、「緊急連絡のため」「所在確認のため」など使用の用途を明確にし、どのような機器とサービスが必要かよく検討したいものである。また、情

報モラルの習得に応じて、利用できる範囲・サービスを広げるなど、発達段階に即した利用が望まれる。(資料2参照)

ウ フィルタリングの活用

情報端末を安全に利用するためには、フィルタリングが不可欠である。「青少年インターネット環境整備法」(資料1参照)によって、販売会社にはフィルタリングに関する説明が義務付けられている(法第17条)が、その法の精神を遵守する責任が保護者にもあることを忘れてはならない(法第6条)。

また、Wi-Fi等の無線LANを利用すると、携帯電話会社のフィルタリングがかからないことも知っておくことが必要である。

エ 家庭内で利用上のルールづくり

携帯電話の特性や危険性について十分話し合い、家庭内のルールを決めて使用することが、トラブルの回避や依存的な使用を防ぐことにつながるものと思われる。

先にも見たが、携帯電話の使い方について、家庭内でなんらかのルールを決めている家庭は約半数にとどまっている。保護者は未成年の青少年の育成に責任をもつ大人として、それぞれの家庭でルールを決めることを恐れてはならない。

また、家庭で対処が困難だと思われる事態が生じたときは、速やかに関係機関へ相談することが必要である。

<参考> 警視庁は、以下のようなルールを例示している。

- ・自宅内では居間で使うこと
- ・食事中や懇談中、深夜には使わないこと
- ・一定の金額以上は使わないこと
- ・学校での使用は、学校のルールに従うこと
- ・他人を傷つけるような使い方をしないこと
- ・送信者不明のメールや知らない者からのメールが来た場合は速やかに親に報告すること
- ・ルール違反や携帯電話の使用によって日常生活に支障が生じている場合には携帯電話の利用を停止すること

バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会(警視庁) 2006
『携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために』

(2) 学校での取り組み

携帯電話やインターネットは、もはや一部の児童・生徒たちの問題ではなく、全ての児童・生徒に係わる問題・課題になっている。

「情報」や一部の授業時間の中だけで取り扱うことができるような問題ではなく、児童・生徒個人及び周りの集団の道徳性、生活習慣、コミュニケーション能力等が絡み合った重層的で重要な問題である。よって、教育活動全体を通して、家庭や地域とも連携を取りながら取り組んでいかなければならない課題であるとの認識が必要である。

ア 情報モラル教育の取り組み

インターネットや情報に関する教育は、道徳、心の教育から切り離して指導するのではなく、その

土台には他者への思いやりの心の育成が必要であるとともに、普段からの生活習慣の確立が重要であることを認識しなければならない。

新学習指導要領では、「言語活動の充実」が柱の一つとして位置づけられ、「各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器等の教材・教具の適切な活用を図る」(『中学校学習指導要領』総則 第4-2(10) 平成20年3月)ことが求められている(小学校、高等学校も同様)。すなわち、「情報」関連の授業に任せきりにするのではなく、すべての授業において適切な情報リテラシーや情報モラルが身につくよう、発達段階に応じたカリキュラムの作成を求めているのである。よって本市でも、研究指定校を定めて研究を深めるとともに、「情報担当」教員だけでなく、広く教員全体への研修機会を設けたり、情報提供をおこなったりすることが求められる。

また、中学校・高等学校においては、生徒の自主性を尊重し、携帯電話やインターネットを利用する際のルールやガイドラインづくりを自分たちで考え、話し合っって作成していく取り組みを率先して実施していくことも対策として有効であろう。

イ 保護者との連携の強化

家庭において、携帯電話やパソコンによるインターネットの利用はどうあることが望ましいのかについて、保護者は悩み、不安に思っているのではないかと。児童・生徒が携帯電話等に依存しない生活習慣を身につけることができるよう、保護者との連携を密にした取り組みが望まれる。

例えば、「学校だより」等を通じて、学校で取り組まれている情報教育の計画や内容を適宜伝えたり、教育連携協議会で話題にしたりすることも有効と考える。

さらに、青少年がどのようなトラブルに巻き込まれ、いかなる問題行動を起こしているのかについて、西宮市の実態を可能な範囲で開示し、家庭へのアドバイスを提供していくことも必要である。

これらの取り組みを、市立、県立、私立に関係なく、西宮市内の全学校園を対象とし、さらにPTA協議会等の関係団体と協力して行うことにより、その効果は大きくなるものと思われる。

(3) 地域での取り組み

携帯電話やパソコンによるインターネットの利用はどうあることが望ましいかは、基本的に個々の家庭における問題と考えられ、そこに地域が関わることは難しいと思われるかもしれない。しかしながら、「基本的な考え方」に書いた通り、青少年健全育成の基盤は信頼できる人間関係を構築できる場を保障し、健全な生活習慣を身に付けた青少年の育成にあり、地域はそのための大きな器とも言える。青少年が安心して多くの人々と体験活動を経験し、つながっていける機会をつくるとともに、社会教育機関とも連携しながら地域にある豊かな教育資源を掘り起こし、その活用・促進を図ることが望まれる。

ア 青少年の社会参加など体験活動の充実

青少年は、集団で群れて過ごす中で「決まりごと」の意味を認識し、「やさしさ」を身につけることができる。携帯電話やパソコン等からインターネットを使用した際にトラブルや問題行動に巻き込まれないためには、同年齢、異年齢による豊かな体験活動をとおして、主体的に判断し、よりよく問題を解決できる力を身に付けることが必要である。

地域での様々な体験学習の機会を設けて青少年の参加を促すことは、遠回りではあっても、青少年

の健全な生活習慣の定着、コミュニケーション力の向上に寄与するものである。同時に、高齢者をはじめインターネットに疎遠な人々に、インターネットの世界を知ってもらう機会を提供し、青少年を積極的に係わるようにすることも、世代間の交流を生み、インターネットの意味を考える契機となる。

イ 地域・地域団体による家庭教育への支援

社会で起こっているインターネットの利用に関するさまざまな課題は、青少年の生活の場である家庭において不可避で、切実なものである。よって地域でも、インターネットに関する問題や課題、その対応策について学ぶ学習会や講座を社会教育施設等と連携して設け、ともに学び合う機会を作ることが家庭教育への支援になる。このような取り組みを通じて、出会った個々の家庭がつながり、情報交換を行い、家庭内での話し合いが促進されることを期待する。

また、歩きながらや自転車に乗りながらの携帯電話の使用といったマナーを改善するための、地域を挙げた取り組みも望まれる。

(4) 行政の取り組み

「青少年インターネット環境整備法」では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、「学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずる」ことを、国及び地方公共団体の責務として明示している。(資料1参照)

青少年育成の中心は家庭であり、保護者が第一に責任をもつべきことは言うまでもないが、これまで見てきたように、あまりに急速に進展するネット社会において、家庭では十分な対応できないことが多々あることも事実である。行政においては、学校や地域、関連諸機関とうまく連携し、青少年と家庭のサポートを図る仕組みを構築していくとともに、長期的な計画を示して連続性のある教育・啓発活動の取り組みを行うことが求められている。

ア 実態把握と先進的な研究

施策を行うにあたり、本市における青少年の情報リテラシーに関する実態を把握する必要がある。先に示したILAS(総務省 2013b「青少年のインターネット・リテラシー指標」10-11頁参照)を利用して実態把握を行うことにより、青少年の情報リテラシーの可視化を図ることが望まれる。

そのためにも、学校種別に研究指定校を定め、西宮市の実態に即した研究開発を行うことが求められる。問題が起きてから対処するのではなく、どのような環境整備、指導を行うことが健全な青少年の成長に役立つのか、そのモデルプランとチェックリストの策定を求めたい。

その場合に重要なことは、各学校での取り組みに終わらせるのではなく、行政が主導して各校種を統括してつなぎ、その研究成果を広報し、知識と情報を共有させることである。

イ 教育・啓発活動の推進

携帯電話やインターネットは人と人をつなぐツールである。しかし、現実にはインターネットに精通している若者と情報化の波に乗り遅れた大人との二極化が進んでいるとも言える。誰もが、安心・安全にインターネットを利用し、今まで以上に豊かなコミュニケーションがとれるよう、高齢者等への研修機会を設けたり、保護者向けのセキュリティに関する研修会の開催を行ったりすることが大切で

ある。

また、広報紙やパンフレット、ホームページの作成等、継続的に情報提供することが肝要である。その際には、教育機関だけでなく、保育所や病院、保健所等、全市を挙げて啓発活動に取り組むことが有効なことは言うまでもない。例えば、近年、幼児期からスマートフォンで遊ばせることが問題として取り上げられているが、その危険性や注意点を保育所や病院、保健所において保護者に伝えるなど、それぞれの年代の必要に応じた内容が、関係機関を通じて適宜提供されることが望まれる。

ウ ネットパトロールの強化と他部署との連携

西宮市教育委員会では、平成 25 年度から「ネットパトロール」を開始し、掲示板、ブログ、ツイッター等に西宮市立学校（小中高）の児童・生徒に関する誹謗中傷等の不適切な書き込みがないかを定期的にインターネット上で検索し、学校への情報提供を行っている。発見した書き込みや、個人情報の漏洩、無断で写真を掲載するなどについては、必要に応じて学校に連絡し、作成者に指導を行った後、作成者本人に当該記事を削除するよう指導してきた。現在は市立学校のみが対象であるが、市内には県立や私立の学校も多くあり、西宮市在住の青少年が数多く通っている。こうした現状を鑑み、県立や私立とも話し合い、できる範囲での協力体制を整えるべきである。

また、こうした問題対応においては、学校、保護者はもちろん、警察、NPO、プロバイダー等幅広く連携をとり、協調できる体制の構築が望まれる。

エ 青少年のインターネットトラブルに対応する専門部署の設置

情報機器の発達や新たな通信ソフトのサービスが今後も提供されてくる中で、それに関連したトラブルや問題行動が起こるのではないかとといった不安は後を絶たない。そこで行政には、青少年が巻き込まれるおそれのあるトラブルの予防策を講じたり、問題行動への迅速な対応を行うことのできる、専門的な知識とネットワークを有した担当部署が必要と考える。例えば、保護者や児童・生徒、学校等からの相談に応じられる窓口をつくり、必要に応じて専門機関（警察、消費者相談センター等）や専門医、カウンセラー等につなぐことなどである。上記「ウ」に示したネットパトロールに加え、様々な情報発信を行うとともに相談機能も兼ね備え、総合的に対応できる部署が望まれる。

オ 業者への働きかけ

企業においても、持続可能な社会の実現に向けたCSR（Corporate Social Responsibility）が求められる時代である。企業の社会的責任として、「フィルタリング実施の徹底」「射幸心を煽ったり、お金が必要となるようなゲームに対する年齢認証の徹底」「アクセス時間制限等の実施」「啓発活動の促進」を要請していきたい。

同時に、ゲーム会社によっては啓蒙的な活動も行っているので、そうした講演やパンフレットを一層利用し、連携した取り組みを展開したい。

4 まとめ

今年度、本協議会に課されたテーマ「携帯電話やインターネットに関する問題」について協議を行う中、この新たな情報・コミュニケーションツールとそれが作り出す新たな生活環境が、青少年に与える影響の大きさと重要性を改めて認識した。今明らかになっている、そして将来危惧されている問題・課題に対し、市民や諸機関、行政が協力して、至急、真剣に取り組まなければ、状況は一層深刻になるとの危惧を強くもった。よって本協議会は、青少年の健やかな成長に向け、行政がこの問題に対して取り組むべき対策を提言し、その取り組みの緊急性、必要性を強く訴えたい。

行政には、保護者や青少年自身が、情報機器の発達に潜む危機に無警戒にならず、その光と影を理解した上で、生活の中に積極的に取り入れていけるよう、一層の啓発活動を望みたい。その際、行政が担うべき大きな役割は、(1)この問題に関する長期的な展望を持つことと、(2)市の関係各課、各機関、及び市民の取り組みを横断的、総合的に捉え、連携をはかることであると考え。長期的、横断的な展望のもと、すべての年代を対象とする西宮版「情報教育マスタープラン」の策定を求めるとともに、その中で本報告書の「3.課題解決に向けた具体的取り組み」に掲げた提言が実行されることを期待する。西宮市には、これを担保するための人的配置と予算措置を強く望むものである。(資料3参照)

最後にもう一度、本協議会の〈基本的な考え方〉を確認しておきたい。すなわち、青少年の携帯電話やインターネットに関する問題については、様々な知識や技能が求められ、学習する必要があるが、その根本にあって重要なのは、人を思いやることができる心(道徳性)とコミュニケーションできる力を備えた、自立した人間の育成を図ることである。この基盤なく、情報に関する知識や技能を習得したところで、それは付け焼刃でしかない。

保護者や学校、地域をはじめとする青少年に関わる大人と行政には、次世代を担う青少年の健やかな自立を支援する環境、多様な他者とつながることのできる体験活動の機会を整える責任があり、この基盤があってはじめて、青少年のインターネット問題やその対策は有効となることを確認したい。市を挙げてこの問題に関する認識の強化を図り、長期的、横断的な視点を持った対策の実施を切望する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
(平成二十年六月十八日法律第七十九号)

最終改正：平成二十一年七月八日法律第七一号

第一章 総則（第一条 第七条）

第二章 基本計画（第八条 第十二条）

第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等（第十三条 第十六条）

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等（第十七条 第二十三条）

第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等

第一節 フィルタリング推進機関（第二十四条 第二十九条）

第二節 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援（第三十条）

第六章 雑則（第三十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「青少年」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者若しくは後見人又はこれらに準ずる者をいう。

3 この法律において「青少年有害情報」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

4 前項の青少年有害情報を例示すると、次のとおりである。

一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報

二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報

三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

5 この法律において「インターネット接続役務」とは、インターネットへの接続を可能とする電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）をいう。

6 この法律において「インターネット接続役務提供事業者」とは、インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）をいう。

7 この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、携帯電話端末又はPHS端末からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

8 この法律において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」とは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者をいう。

9 この法律において「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）をいう。

10 この法律において「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するための役務又は青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによって青少年有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。

11 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー（以下「特定サーバー」という。）を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。

12 この法律において「発信」とは、特定サーバーに、インターネットを利用して公衆による閲覧ができるように情報を入力することをいう。

（基本理念）

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインタ

ーネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

(連携協力体制の整備)

第七条 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第二章 基本計画

第八条～第十一条 削除

第十二条 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第二十六条に規定する子ども・若者育成支援推進本部(第三項において「本部」という。)は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定め、及びその実施を推進するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針
- 二 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項
- 三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項
- 四 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

3 本部は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等

(インターネットの適切な利用に関する教育の推進等)

第十三条 国及び地方公共団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための効果的な手法の開発及び普及を促進するため、研究の支援、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(家庭における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及)

第十四条 国及び地方公共団体は、家庭において青少年によりインターネットが利用される場合における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットの適切な利用に関する広報啓発)

第十五条 前二条に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、青少年の健全な成長に資するため、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアによる青少年有害情報の閲覧の制限等のインターネットの適切な利用に関する事項について、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(関係者の努力義務)

第十六条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者その他の関係者は、その事業等の特性に応じ、インターネットを利用する際における青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得のための学習の機会の提供、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用の普及のための活動その他の啓発活動を行うよう努めるものとする。

第四章 青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

(インターネット接続役務提供事業者の義務)

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(インターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者の義務)

第十九条 インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの(携帯電話端末及びPHS端末を除く。)を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを組み込むことその他の方法により青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェア開発事業者等の努力義務)

第二十条 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、青少年有害情報であって閲覧が制限されないものをできるだけ少なくするとともに、次に掲げる事項に配慮して青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し、又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供するよう努めなければならない。

一 閲覧の制限を行う情報を、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じ、きめ細かく設定できるようにすること。

二 閲覧の制限を行う必要がない情報について閲覧の制限が行われることをできるだけ少なくすること。

2 前項に定めるもののほか、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者は、その開発する青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又はその提供する青少年有害情報フィルタリングサービスについて、その性能及び利便性の向上に努めなければならない。

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第二十一条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第二十二条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第二十三条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

第五章 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等

第一節 フィルタリング推進機関

第二十四条～第二十九条 省略

第二節 インターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

第三十条 国及び地方公共団体は、次に掲げる民間団体又は事業者に対し必要な支援に努めるものとする。

- 一 フィルタリング推進機関
- 二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能に関する指針の作成を行う民間団体
- 三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し又は提供する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者
- 四 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体
- 五 青少年有害情報に係る通報を受理し、特定サーバー管理者に対し措置を講ずるよう要請する活動を行う民間団体
- 六 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアにより閲覧を制限する必要がないものに関する情報を収集し、これを青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者その他の関係者に提供する活動を行う民間団体
- 七 青少年閲覧防止措置、青少年による閲覧の制限を行う情報の更新その他の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し講ぜられた措置に関する民事上の紛争について、訴訟手続によらずに解決をしようとする当事者のために公正な第三者としてその解決を図るための活動を行う民間団体
- 八 その他関係する活動を行う民間団体

～ 以下、省略 ～

「情報教育」イメージ図



用語解説

(注1) 無線LAN

無線通信を利用してデータの送受信を行う、一施設内程度の規模で用いられるコンピュータ・ネットワークのこと。Wi-Fi(ワイファイ)もそのひとつである。

(注2) SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人とのコミュニケーションを主目的として、友人・知人間のコミュニケーションを促進する手段や場、あるいは趣味や嗜好、居住地域、出身校、「友人の友人」といった自身と直接関係のない他人とのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供している。

(注3) LINE(ライン)

SNSのひとつで、24時間、いつでも、どこでも、パケット料金のみで好きなだけ通話やメールが楽しめる新しいコミュニケーションアプリ。平成23年1月に全世界で1億人であったものが、10月には15億人以上が利用していると言われている。

仕組みを知って安全に利用するには便利なアプリだが、危険も潜んでおり、中学生・高校生がトラブルや問題行動に巻き込まれていて、社会問題となっている。

(注4) アプリ(アプリケーション)

正式にはアプリケーションソフトと呼ばれるもので、ゲームやメール・音楽プレーヤーといったある目的のために設計された応用ソフト。

(注5) 炎上

発信した情報が大量の受信者の怒りを買って、発信者のブログやSNSといったネット上に大量のコメントが送られたりすること。

(注6) VDT症候群

コンピュータのディスプレイ等の表示機器(Visual Display Terminal)を使用して長時間作業を続けたことにより、目や体、心に支障をきたす病気のこと。

(注7) カスタマイズ

コンピュータで、アプリケーションの操作方法やいろいろな設定値を利用者が使いやすいように変えること。

(注8) リテラシー

読み書き能力。または、ある分野に関する知識やそれを活用する能力。
ここでは、「情報リテラシー」として、情報を十分に使いこなせる能力、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のことを示す。

出典

警察庁 2013 『平成 24 年中の出会い系サイト等に起因する事犯の現状と対策について』

(<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h24/pdf02-2.pdf>)

国立教育政策研究所 2013 『全国学力・学習状況調査 調査結果資料<都道府県別>平成 25 年度』

(http://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/data/area/28_hyougo/index.html)

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」

(http://www.child-safenet.jp/material/guide01_model.html)

総務省 2013 a 『青少年のインターネット利用と依存傾向に関する調査・調査結果報告書』

(<http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2013/internet-addiction.pdf>)

総務省 2013 b 『青少年のインターネット・リテラシー指標等 平成 25 年度』

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000247066.pdf)

内閣府 2013 『青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 平成 24 年度』

(<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-jittai/pdf-index.html>)

バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会（警視庁） 2006 『携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために』

(<http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen29/finalreport.pdf>)

文部科学省 2008 『中学校学習指導要領』

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/_icsFiles/afieldfile/2010/12/16/121504.pdf)

以上、いずれの資料も 2013 年 10～12 月にアクセスした。

平成 25 年度 西宮市青少年問題協議会委員一覧表

(平成 25 年 7 月 1 日現在)

	氏 名	所 属	任 期
	こう の まさ ひろ 河 野 昌 弘	西宮市長	
学 識 経 験 者	うち だ ひさ え 内 田 久 恵	公募委員（保育士補助員）	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	おお はた ひろ こ 大 畑 広 子	公募委員（専業主婦）	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	あん どう よし のり 安 東 由 則	個人（武庫川女子大学 教授）	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	ほん だ ひで こ 本 田 英 子	個人（元 中学校長）	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	ど 土 い せい ぞう 土 井 成 三	西宮市青少年愛護協議会 副会長	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	つ だ あゆみ 津 田 あゆみ	西宮市 P T A 協議会 副会長	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	き やま よし え 貴 山 好 江	西宮市民生委員・児童委員会 主任児童委員	H25.6.1 から H27.5.31 まで
市 議 会 議 員	きし とし ゆき 岸 利 之	西宮市議会議員	H25.7.1 から H27.5.31 まで
	やま ぐち えい じ 山 口 英 治	西宮市議会議員	H25.7.1 から H27.5.31 まで
関 係 行 政 機 関	にし おか ひで たか 西 岡 英 隆	西宮市校園長会（西宮市立小松小学校長）	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	わ だ かつ み 和 田 勝 己	兵庫県西宮警察署 生活安全課長	H25.6.1 から H27.5.31 まで
	はら だ よし こ 原 田 佳 子	兵庫県阪神南県民局 県民協働室 青少年指導官	H25.6.1 から H27.5.31 まで

会長 副会長

西宮市青少年問題協議会 審議の経過（平成25年度）

開催日	会議	審議事項等
25.6.21	副会長会	定例会の進行について協議
25.7.25	第1回定例会	副会長の選出 青少年表彰「ふれあいの賞」選考委員の選出 今年度の協議会での協議事項について協議
25.10.3	副会長会	定例会の進行について協議
25.10.31	第2回定例会	提言内容について協議
25.11.12	視 察	内閣府主催「第3回青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム in 京都」出席
25.11.13		
25.11.21	副会長会	定例会の進行について協議
25.11.28	第3回定例会	提言内容について協議
26.1.17	副会長会	提言書（原案）の作成
26.2.5	第4回定例会	提言書（原案）の検討
26.2.13	副会長会	提言書の確定